

区民委員会陳情説明資料

令和6年12月6日

件名	頁
1 受理番号14 2025年度の国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情	2

(区民部)

件名	受理番号 14 2025年度の国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情																		
所管部課名	区民部国民健康保険課																		
陳情の要旨	<p>1 2025年度の国民健康保険料を値上げしないようにしてください。また、23区区長会及び23区国保課長会で同様の主張をしてください。</p> <p>2 均等割保険料の軽減は就学前の子供だけが対象ですが、就学児以降は経済的負担が増大します。均等割保険料を18歳までなくすよう関係機関に働きかけてください。</p> <p>3 経済的理由により、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対する軽減策（条例減免）を拡充してください。</p> <p>4 差押えが急増しています。機械的な差押さえをするのではなく、被保険者に寄り添って生活再建を支援しながら滞納解決をはかってください。</p>																		
陳情者等	請願文書表のとおり																		
内容及び経過	<p>1 足立区の国民健康保険料について</p> <p>(1) 1人当たり保険料の平均額の推移（医療分と支援金分の合計額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり保険料</td> <td>117,783円 (+1,959円)</td> <td>124,222円 (+6,439円)</td> <td>142,679円 (+18,457円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内の金額は、前年度からの増減額</p> <p>(2) 直近3カ年の特別区独自激変緩和の措置状況 以下の金額（足立区の概算額）の法定外繰入れを実施し、保険料負担の抑制を図っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定外繰入額</td> <td>15億円</td> <td>19億円</td> <td>12億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和7年度保険料の算定について ア 国が示す係数に基づき、都が各区市町村の国民健康保険事業費納付金の金額を決定する。 イ 決定された国民健康保険事業費納付金に基づき、23区国保課長会にて保険料の負担緩和策等のシミュレーションを行い、保険料を算定している。</p> <p>【今後の方針】 足立区として区長会等で、低所得者に配慮し保険料の値上げ幅は最小限とするよう主張していく。</p> <p>2 18歳までの均等割保険料の廃止について</p> <p>(1) 現行の均等割の軽減措置 ア 低所得者の均等割軽減</p>				令和4年度	令和5年度	令和6年度	1人当たり保険料	117,783円 (+1,959円)	124,222円 (+6,439円)	142,679円 (+18,457円)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	法定外繰入額	15億円	19億円	12億円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
1人当たり保険料	117,783円 (+1,959円)	124,222円 (+6,439円)	142,679円 (+18,457円)																
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
法定外繰入額	15億円	19億円	12億円																

世帯主及び国保加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減している。賦課総世帯数の約半数が軽減世帯である。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7割軽減	27,617世帯 (27.1%)	26,497世帯 (27.0%)	25,751世帯 (26.8%)
5割軽減	10,663世帯 (10.5%)	10,078世帯 (10.3%)	9,473世帯 (9.9%)
2割軽減	8,149世帯 (8.0%)	7,724世帯 (7.8%)	7,422世帯 (7.7%)
合計	46,429世帯 (45.6%)	44,299世帯 (45.1%)	42,646世帯 (44.5%)

※ 下段の（ ）内は当初賦課時点での総世帯数に対する割合

イ 未就学児の均等割軽減

就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
軽減人数	3,344人	3,100人	2,783人

(2) 均等割に対する国の考え

国民健康保険においては全ての被保険者が等しく保険給付を受けられる権利があり、被保険者全体の相互扶助で支えられているので、応分の保険料を負担していただく必要があるとの見解を示している。

【今後の方針】

国の基準を超えて自治体が独自に保険料の減額賦課を条例で定めることはできないため、令和6年7月に特別区長会として国に対し、軽減対象の年齢制限の撤廃を要望した。今後も実現に向け要望を継続していく。

3 経済的理由により、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対する軽減策（条例減免）の拡充について

厚労省通知では、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反と言えないものの、適切ではないと認められており、区としても好ましいとは考えていない。

保険料の負担軽減策として、令和6年度は一般会計から12億円もの法定外繰入れを行っている。

【今後の方針】

国の基準を超えて自治体が独自に保険料の減額賦課を条例で定めることはできないため、特別区長会として国に対し、低所得者への配慮に係る国の財政支援を要望していく。

4 機械的な差押えをするのではなく、被保険者に寄り添って生活再建を支援しながら滞納解決を図ることについて

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
差押え件数	304件 (+245件)	558件 (+254件)	635件 (+77件)

※ () 内の件数は、前年度からの増減数

預貯金等を差し押さえる必要が生じた場合には、当該口座の出入金状況ができる限り細かく確認するなど、生活状況を十分に把握した上で慎重に行っている。

【今後の方針】

生活困窮等で納付が困難な方には、分割納付の相談や執行停止をするなど滞納者個々の実情に寄り添い、丁寧に対応していく。

【参考】

最近の主な国や都に対する財政措置の要望、提言（抜粋）について

- 1 令和5年11月特別区長会 国民健康保険制度の見直しに関する提言
子どもに係る均等割額の減額措置については、次元の異なる少子化対策が掲げられる中、子育て世帯の経済的負担を更に軽減すべく、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃すること及び、公費による軽減割合の拡大を実施すること。
- 2 令和6年6月全国市長会 国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言
子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- 3 令和6年7月特別区長会 令和7年度国の施策及び予算に関する要望書
令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入され、未就学児の保険料が5割軽減されることとなったが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃するとともに、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。